

過疎集落再生・活性化支援事業

住民生活の一体性が確保できる「ふるさと生活圏」を形成し、地域住民が主体となって、くらしや産業、担い手等の地域が直面している様々な課題について話し合い、解決するために行う取組を総合的に支援し、過疎集落の維持・活性化を図る。

ふるさと生活圏のイメージ

- 課題
- ・ 日常生活品の確保
 - ・ 生活交通の確保
 - ・ 地域産業の衰退
 - ・ 耕作放棄地の増加
 - ・ 担い手の不足 など



役場所在地域

- ・ 役場
- ・ 病院
- ・ 商店街
- ・ 事業所
- ・ 駅

基幹集落の機能強化



生活必需品の確保



生活交通の確保



取組内容（例）

- **生活必需品・生活交通の確保**
 - ・ 食品や燃料の確保（店舗経営、移動販売等）
 - ・ 買い物支援バスの運行
- **地域産業の振興**
 - ・ 地元特産品の生産拡大
 - ・ 地場農産物の加工・販売
 - ・ 地域の特産品づくり
 - ・ 直売所の整備・運営
- **移住・交流の推進**
 - ・ 交流・体験イベントの開催（地域内外の学生との交流等）
 - ・ 空き家情報の収集・発信
 - ・ 地域の魅力情報発信
- **安全・安心なまちづくり**
 - ・ 防災訓練の実施（炊き出しや避難所運営の訓練等）
 - ・ 高齢者見守りサービスの実施
 - ・ 配食サービスの実施
- **集落の保全**
 - ・ 鳥獣害対策
 - ・ 景観保全（草刈り等）
 - ・ 耕作放棄地対策
- **地域のつながりづくり**
 - ・ カフェや交流サロンの実施
 - ・ 地域イベントの復活
 - ・ 伝統文化の継承

事業概要

- 事業主体 住民団体（寄合会）、NPO、市町村等
- 対象地域 県内のふるさと生活圏（過疎地域に限る）

<ハード事業>

- 対象事業 活動拠点の整備（遊休施設の改修等）
- 補助限度額 1生活圏当たり
1,000万円/1か年
- 補助率 民間・市町村：1/2以内

<ソフト事業>

- 対象事業 ふるさと生活圏の再生・活性化に資する事業
- 補助限度額 1生活圏当たり
1,000万円/3か年
- 補助率 民間団体：定額
市町村：1/2以内